

滝川地区広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成31年3月

滝川地区広域消防事務組合長

滝川地区広域消防事務組合消防長

滝川地区広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく特定事業主行動計画（平成27年3月策定の滝川市職員等子育てサポートプラン。以下「サポートプラン」という。）と一体的に推進するものである。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

2. 計画の推進

女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について定期的に点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【参考】内閣府令第2条に基づき、把握する項目は以下の7項目

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異
- ③職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

目標 1)

平成31年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成27年度の実績（2.86%）より引上げ、受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。

目標 2)

平成32年度までに、採用者の女性割合を、平成30年度の実績（1名）より引上げ、新たに1名の採用を目標とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標を達成するための取組及び実施時期

サポートプランに掲げる具体的な取組内容と一体的に、次に掲げる取組を実施する。

取組内容)

女性職員の就業に必要な施設等の整備を進めるとともに、女性志望者の拡大につながる採用・広報活動を説明会等を通じて行う。

本計画に関する相談・情報提供の窓口は、消防本部総務課総務係です。